

# 春秋会

## ニュースレター

### 2020.10



2020.10.1

#### 10月の予定

・10/10 (土)

11時30分～

バーベキュー大会@田尻漁港

・10/20 (火)

12時～13時

第7回幹事会

17時～18時30分

交通事故研修

・10/26 (月)

18時～19時30分

登山家の話を聞く研修

・10/28 (水)

19時05分～

プロバスケットボール観戦会

#### 10月号内容紹介

##### 1 石田法子先生インタビュー

P1～P4

##### 2 政策委員会

第2回意見交換会のご報告

P5～P6

##### 3 講演会のお知らせ

P7

##### 4 改正民法〇×クイズ

P7～8

##### 5 青木さん寄稿

P8～P9

秋の特別号をWEBにて発刊しました。  
春秋会のホームページからご覧いただけます。  
パスワードは「s j k」です。

## 石田法子先生インタビュー

今回、2014年に女性初の大阪弁護士会会長・日弁連副会長を務められた石田法子先生（28期）にお話を聞く機会をいただきました。

どういったきっかけで弁護士を目指すことになったか、これまでどういった分野に取り組んでこられたか、特に記憶に残っている事件などについて、お聞きしました。



#### 1. 弁護士を目指したきっかけを教えてください。

私が学生だった当時、男性であれば普通に就職して働いてというのが一般的でしたが、女性の場合、まずは職に就くかどうかということが問題でした。父が早くに亡くなり、母に「誰にご飯を食べさせてもらってるねん」と言われ、何くそと思っていた私は、自分の力で生活していけるように、一生働ける仕事をしたいと思っていました。しかし、当時は女性が一生働ける就職先（職種）というのはほとんどなく、教師や医師・看護師、公務員といったところが考えられましたが、教師や公務員は組織が性に合わず無理、医師・看護師はマウスが無理…(笑)といった具合でした。ただ、私は試験でいい点が取れるところだけが利点なので、司法試験を受けることにしました。そして、裁判官や検察官も結局は組織ということで、結局弁護士という選択肢が残りました。弁護士の社会的地位が高く、稼げる職業と思っていたというミーハーなところもありましたけどね(笑)

こうして弁護士になることを目指し、司法試験の勉強を開始しました。その後、学生結婚もして、25歳で司法試験に合格しました。そして、27歳で弁護士登録をしました。私が弁護士登録した当時は、大阪の女性弁護士は30数人といった時代でした。

#### 2. 弁護士になった当時考えていた弁護士像・取扱分野や実際に取り扱った分野について教えてください。

## 10月号内容紹介

- 1 石田法子先生インタビュー  
P1～P4
- 2 政策委員会  
第2回意見交換会のご報告  
P5～P6
- 3 講演会のお知らせ  
P7
- 4 改正民法〇×クイズ  
P7～8
- 5 青木さん寄稿  
P8～P9

(1) 修習中に、青法協に入り、また、友人から誘われて予防接種副作用被害弁護団（大阪）に入りました。そして、予防接種副作用被害弁護団で、損害班に入り、準備をする中で、法律雑誌で熊本水俣病訴訟の最終準備書面を見る機会がありましたが、その最終準備書面の損害論の箇所が目にとまりました。損害論それ自体の出来だけでなく、被害者の苦悩まで非常によく表われているのを見て、純粋に、自分でもこういう書面を書ける弁護士になりたいなあと思いました。

(2) また、弁護士になるまでは、正直言って弁護士の仕事のイメージがありませんでした。ただ、女性の地位の低さに対する憤りが多かったことから、弁護士になったら女性の地位を向上させたい、女性の平等に関わる仕事がしたいという思いを持っていました。

そこで、弁護士になってからは、働く女性の市民グループに入り、賃金差別や定年差別の問題に取り組みました。1976年、弁護士登録してすぐの頃に、「国連婦人の10年」が始まり、ナイロビや北京でいろんな国際会議に参加しました。また、働く女性の問題だけでなく、当時「ジャパゆきさん」と呼ばれた東南アジアから日本に出稼ぎに来る女性たちに対するひどい人権侵害があり、その問題も扱いました。

そんな中で、女性に対する暴力の問題で、女性シェルターや女性のサポートをしている人たちと知り合い、その後その人たちから紹介された事件を扱うようになりました。DVに関する案件が多かったです。このような人たちはお金を持っていない。必然的に薄利多売の考えにつながりました。このように好きな分野の仕事を中心にしていると、儲からない仕事が多くなりました。ただ、そうやっている、たまに大きな仕事も来る。そういうふうな仕事をしてきました。

(3) 私が女性の問題に取り組み始めた当時は、法テラスなどなかったので、分割払いにした弁護士会の法律援助を利用したりしていました。DVという言葉もありませんでしたし、シェルターもありませんでした。今は保護命令制度（接近禁止命令や退去命令）がありますが、当時は仮処分しかありませんでした。仮処分の場合、供託金が必要だし、刑事罰もないし、苦勞しました。

女性の夫と直接交渉することもありましたが、その際、弁護士が出てくると話を聞く男性もいましたが、私の目の前で妻に手を上げようとした夫を止めたら、反対に「弁護士（私）が自分（女性の夫）に暴力を振るつた」と言われたこともありました。

このような女性の問題を取り扱っていてもしんどいと思ったことはありません。体力やメンタルには自信があったのです。DVなどひどい夫に当たれば当たるほど、闘争心が燃えました。

### 3. 特に記憶に残っている事件について教えてください。

- (1) 特に何ということはありませんが、依頼者の役に立ったかなという事件については全て覚えていますが、やはり女性を助けることができた事件が多いです。
- (2) 記憶に残っている事件の一つに元大阪府知事のセクハラ事件があります。この事件は、「セクハラはダメ」というメッセージを社会に発出することができたということで特に記憶に残っています。80名（実働でも20名）に及ぶ弁護士で弁護団を結成し、私は弁護団長を務めました。そして、被害女性の代わりに私が表に出て、週刊誌やスポーツ新聞社からも取材の申込みを受けました。被害者が絶対に顔を出せない分、どのような取材であっても断ることなく受けました。最終的に元大阪府知事に1100万円を支払うよう命じる判決が出ましたが、判決後、地下鉄でサラリーマンが「セクハラで1000万円か、高いなあ、やめとこ」という会話をしているのを見て、「よしっ」と思いました。

(3) 特に記憶に残っている事件のもう一つは、やってしまったなということで記憶に残っている事件で、弁護士になって1～2年目の頃に初めて無罪判決を受けた暴力団絡みの刑事事件についてです。先輩弁護士とともに担当したのですが、捜査段階のある日の接見で、被疑者から、「刑事から暴行を受けて調書を書かされた」と言われたことがありました。本来であれば、弁面調書を作成したり警察に抗議文を送ったりすべきところでしたが、その当時の私の問題意識が低く、「あんたも暴力団なんやから、我慢しいや」と言っていました。その後、公判段階で、供述の任意性を争うことになりましたが、被告人質問の際、検察官から、「暴行を受けたと言う日の翌日、弁護士接見があったはずだが、弁護士に何も言わなかったのか」と聞かれ、法廷ですごくドキッと、恥ずかしくて恥ずかしくてたまらなかったのを覚えています。結果として自白の任意性がないとして無罪判決となり、事なきを得ましたが、やってしまった事件の一つです。

#### 4. 行政の審議会の委員や企業の理事・社外取締役は、それぞれどういったきっかけ・つながりでされることになったのか教えてください。

(1) 行政の審議会の委員は、委員会活動から推薦につながっていることがほとんどです。他方、企業の理事・社外取締役は、個人的なつながりからやっているものです。

(2) 審議会の委員に関しては、ハンセン病患者の刑事裁判を特別法廷で行った問題について、2015年、最高裁が設置した有識者委員会の委員に選ばれた経験があります。

ハンセン病の患者は、たとえ刑事被告人になっても、普通の法廷で裁判してもらえませんでした。療養所などに特別法廷を作って裁判していました。裁判官も検察官も弁護士も、防疫服に身を包んで、そそくさと帰るような調子で、傍聴人もほとんどいない。これでは公開裁判の原則に違反する、平等の原則にも違反する、違憲・違法だということで、元患者達が違憲違法を認めて謝罪してくれと、最高裁に申入れをしていました。最高裁は、裁判官で調査委員会を設置していましたが、自分たちの調査を自分たちだけでするのではなく、調査方法や判断が間違いないかをチェックさせるために、外部の有識者を入れることを決断したのです。

有識者委員会の構成は、弁護士2人（内1人は元裁判官）、マスコミ1人、学者2人（公衆衛生1人、刑事訴訟法1人）の5人。私は弁護士として入りました。私が選ばれた理由は正確には分かりませんが、おそらく、日弁連の人権擁護委員長をしていたこと、2014年には日弁連の副会長・大阪弁護士会の会長を兼務していて、そのときに人権擁護委員会の担当副会長をしていたこと、ハンセン問題の弁護団に全然関与していなかったことなどから、フラットな議論ができそうな人ということで選ばれたのだと思います。

他にも行政の審議会などにはいろいろ参加しましたが、行政の審議会では、シナリオがあったりして、面白くありません。しかし、ハンセン病の方は、シナリオはなく、ガチで、本音で議論できました。

最高裁の立場は、この程度ならば公開法廷違反とはいえない、というものでした。理由は、一応法廷を設置している、裁判所の本庁の方に公示送達の掲示をしているし、島だったら入り口近くに公示しているというものでした。しかし、これではとても公開とはいえません。差別されている療養所に傍聴に行く人はいないし、公示送達を見る人もいない、逆に裁判所は、どういう法廷だったら公開原則違反だと判断するのか、と聞いたりもしました。また、調査委員は全て裁判官なので、当初は「遺憾である」など、裁判官的な報告書の原稿を書いていた。しかし、「遺憾である」では伝わらないと言い、最終的に

## 10月号内容紹介

- 1 石田法子先生インタビュー  
P1～P4
- 2 政策委員会  
第2回意見交換会のご報告  
P5～P6
- 3 講演会のお知らせ  
P7
- 4 改正民法〇×クイズ  
P7～8
- 5 青木さん寄稿  
P8～P9

は、「謝罪する」という言い回しになりました。双方が法曹同士ということもあり、身構えず、思っていることを言い合いました。こういったところで、やはり司法の世界は好きだと思います。

## 5. 女性弁護士初の大阪弁護士会会長ということで、当時特に力を入れられたことがあれば教えてください。

(1) 当時、日弁連副会長職も兼務であったことから、週に2日は大阪、3日は東京、残りの曜日はどちらかで、シンポが開かれている所で過ごしていました。とにかくやる事が多くて忙しく、やり残しがいっぱいでした。

お金のない人にも法的なサービスを充実させたいという思いがあり、「あなたを一人にしない」とのキャッチフレーズのもと、一人で悩んでいる人がいれば手を差し伸べられるような弁護士会でありたいと思い、活動してきました。

(2) 実際に、弁護士会館1階にキッズスペースを設置しました。このキッズスペースは、小さい子どもがいることで法律相談できずに困っている人たちが相談に来られるようにと、子どもを連れて相談に来た方が使うことができます。また、双方弁護士が就いている場合の面会交流の場としても使うことができます。子どものいる弁護士が研修や委員会活動をする際にも使うことができるものなのです。

また、就職難だった若手世代のため、当事者である若手も入れたPTを作りました。

(3) 私は2001年に大阪弁護士会の副会長になり、2014年には大阪弁護士会の会長になり、今では女性の副会長も毎年一人か二人出るようになりました。

歩みは遅いけれど、徐々に、女性の活動の場が広がってきていると思います。でも頂上が10合目だとすると、今はまだ2合目か3合目のところかな、という感じです。

## 6. 弁護士業が否かを問わず、今後新たにやってみたいことがあれば教えてください。

希望では、あと3年で弁護士を止めたいと思っています。

その後何をしたいかというと、物書きになりたいと思っています。小学2～3年生の頃は漫才作家になりたいと思っていました。学術書や小説は、とても書く能力がないので、余生は、毎日1人で、頭の中でノリ突っ込みをして、自分でウケたら何かに書き散らし、エッセイにまとめて楽しみたいと思っています。小難しいことは40数年考えてきたので、もういいかなと思っています。

## 7. 若手に伝えたいこと

弁護士の仕事は、昔はともかくとして、今はそんなに儲かる仕事ではないです。

ただ、儲からない仕事にも楽しいことがあったりします。また、誰かの役に立ったりやりがいがあったりと、弁護士は面白い仕事だと思います。

弁護士を長いこと続けるにあたって重要なことは、とにかく孤立しないよう悩み事を相談できる友だちや先輩をたくさん作ることです。委員会活動は、そのような友だちや先輩を作るための一つの手段だと思います。委員会の活動から日弁連の活動につながれば、全国に知合いを作ることもできます。

( インタビュアー 69期 高一成 )

## 10月号内容紹介

### 1 石田法子先生インタビュー

P1～P4

### 2 政策委員会

第2回意見交換会のご報告

P5～P6

### 3 講演会のお知らせ

P7

### 4 改正民法〇×クイズ

P7～8

### 5 青木さん寄稿

P8～P9

## 政策委員会

### 第2回意見交換会のご報告

9月25日12時から、政策委員会の第2回意見交換会「不祥事防止対策意見交換会～指導監督の最前線を知り、市民窓口相談情報等のさらなる活用を考える」が開催されましたので、ご報告いたします。



1. 今回は、村瀬謙一会員（48期）司会のもと、自治部門を担当された近時の副会長である横山耕平弁護士（48期、2018年度副会長）、廣政純一郎弁護士（48期、2019年度副会長）のご両名に講師として登壇いただきました。

2. まず、廣政弁護士より、大阪弁護士会の内部自治の制度についてご紹介いただきました。

大阪弁護士会では、内部自治のための制度として、従前から、綱紀懲戒のほかにも、市民窓口、紛議調停といった制度が重要な役割を担ってきました。

市民窓口は、弁護士会・会員の業務に対する市民の苦情を面談・電話によって受け付けるもので、弁護士会にとっては会員の不祥事等の情報に接する端緒になっています。市民窓口に寄せられる苦情内容や件数によっては、その苦情の内容や1年以内に3人以上から苦情があることが対象会員に通知されることも予定されています。

紛議調停は、弁護士の業務に関する紛議について、紛議調停委員会の行う調停により、互譲による円満な解決を図ろうとする制度です。依頼者と弁護士との間の紛議について依頼者側が申立てをすることが大半ですが、弁護士側から報酬の支払について申立てをすることもあるほか、ボス弁とイソ弁との間、弁護士と事務員との間で申立てがされることもあるそうです。

そして、綱紀懲戒、市民窓口、紛議調停という従前からの制度に加え、昨年度導入された重要な制度として、業務引受弁護士紹介、法律相談等の名簿からの抹消・停止の二つの制度のご紹介がありました。

弁護士である会員が事件処理を行うことが困難になった場合、これまでは当該会員と人的繋がりのある弁護士がいわゆる手弁当で事件を引き受けてきました。しかし、引き受けてくれる弁護士が見つからずこのような手法が取れない場面にも対応できるよう業務引受弁護士紹介の制度が導入されました。この制度は、死亡・行方不明・心身の故障のために受任事件の処理が困難な場合に、希望する依頼者に業務を引き受ける弁護士を紹介するものです。ここでは、依頼者に着手金の二重負担がないよう配慮されるとともに業務引受弁護士が法テラス基準の弁護士報酬を確保できるよう大阪弁護士会から支援金が支給されることとなっています。

#### 10月号内容紹介

- 1 石田法子先生インタビュー  
P1～P4
- 2 政策委員会  
第2回意見交換会のご報告  
P5～P6
- 3 講演会のお知らせ  
P7
- 4 改正民法〇×クイズ  
P7～8
- 5 青木さん寄稿  
P8～P9

法律相談等の名簿からの抹消・停止の制度は、所定の事由（例えば、抹消の場合は、懲戒処分、1年に苦情申出等3回以上などがあります。）がある場合に、大阪弁護士会にある各種推薦名簿から統一的に抹消・停止することができるというもので、一定のリスク情報のある会員を市民に紹介しないよう導入された旨ご説明いただきました。

3. 次に、村瀬会員の進行のもと、講師の横山弁護士、廣政弁護士から、副会長当時のご経験を踏まえ、会員の不祥事等について、その原因・指導等について、広くお話をいただきました。

事件放置の原因は、事件処理について判断を迷ううちに未処理の事件が溜まる、関係性の構築が容易でない依頼者の対応に忙殺されて他の事件が放置される、薄利多売型で多くの事件を受任しすぎる、24時間対応を銘打ったために結果としてメンタル面に支障を来すなどなど、様々なケースがあるとのことでした。事件放置に接した場合の指導方法・対応もケースバイケースであり、例えば、月1回程度の頻度による副会長との面談の機会を設け、その都度、抱えている事件をリストアップした一覧表を作成してもらうなどというのを繰り返すこともあるそうです。また、多数の事件放置によりメンタル面に支障を来した会員にとっては他の弁護士が事件を引き取ってくれることが有効な手段の一つであり、業務引受弁護士紹介の制度が導入されたことで、他の弁護士による業務の引き受けも一つの選択肢として考えながら、弁護士業を休業するかどうかも含めて話すことができたこともあるとご説明いただきました。

預り金の横領について、横領が疑わしいものの確たる証拠がない場合には、各弁護士の職務の独立という面もあること、刑事手続の捜索のような権限を弁護士会が行使できるわけではないこと、弁護士会による懲戒請求申立てをするにも確たる証拠が必要となることから、弁護士会としてどのような手段が取れるのか悩ましい点もある旨お話しいただきました。この点に関し、フランスのカルパという制度のように、弁護士会が会員の預り金口座を管理する制度の導入も検討されたが、善良な多くの会員の負担となること、その横領防止効果について疑問視する声もあったことから、見送られたという経緯も紹介されました。

4. その後、参加者との意見交換の機会が設けられ、導入検討当時にカルパについて任意の制度として導入しても効果があるのではないかという意見も挙がっていた、横領が疑われる事案について預り金口座の取引内容を弁護士会がみれるよう会員から事前同意を得るようなことも考えられるのではないかと、弁護士の自治は重要でその自治を守るためにも弁護士会による内部自治は欠かせないなどのご発言があり、活発な意見交換がされました。

5. 弁護士会による内部自治について、綱紀懲戒は広く知られていますが、今回の意見交換会を通じ、その他の制度や制度導入の議論状況について知ることができました。弁護士全体の信頼確保のために、内部自治を通じて不祥事を防止することの重要性を考えるきっかけにもなりました。

講師・司会を務めてくださった横山弁護士、廣政弁護士、村瀬会員、ご準備くださった山本政策委員長をはじめとする政策委員の方々、ありがとうございました。

（報告 69期 信吉将伍）

## 10月号内容紹介

- 1 石田法子先生インタビュー  
P1～P4
- 2 政策委員会  
第2回意見交換会のご報告  
P5～P6
- 3 講演会のお知らせ  
P7
- 4 改正民法〇×クイズ  
P7～8
- 5 青木さん寄稿  
P8～P9

## 登山家による講演会のお知らせ

2020年（令和2年）10月26日（月）18時～19時30分の日程で、特別企画「登山家の話をきく研修」（ZOOM）が開催されます。

2008年のインドヒマラヤのカランカ北壁初登攀にて、ピオレドール賞（その年の優秀な登山家に贈られる国際的な賞）を日本人で初めて受賞した登山家の天野和明さんを講師に迎え、山・自然を切り口に、登山以外の場面にも通ずるような示唆的なお話をさせていただきます。ZOOM開催となっておりますが、奮ってのご参加をお待ちしております。

### 【講師プロフィール】

天野 和明（あまの かずあき）

1977年2月23日（富士山の日）山梨県生まれ

8000m峰6座登頂

（ルートE 8,516mの無酸素登頂は日本初）

7000m1座、6000m3座

カランカ北壁初登攀にて

ピオレドール（金のピッケル）賞受賞

石井スポーツ登山学校校長

IFMGA 国際山岳アスピランガイド

山梨県富士吉田市富士山ガイド

山梨県甲州市観光大使



## 改正民法〇×クイズ第5回

### 1 はじめに

今月の改正民法のクイズです。

答えは、春秋会ホームページに掲載します。下のリンクをクリックしてください。

### 2 10月の問題

【テーマ 債権譲渡】

Q1 譲渡制限特約が付された債権の譲渡も有効である。

Q2 債務者が、単に債権が譲渡されたことを認識した旨を通知した場合、異議をとどめない承諾に当たり、債務者は譲渡人に対抗できた事由があっても、これをもって譲受人に対抗できない。

Q3 将来債権が譲渡された後に譲渡人と債務者として譲渡制限特約を締結した場合であっても、債務者がこれを譲受人に対抗できることがある。

Q4 譲渡制限特約が付された債権に対する強制執行をした差押債権者に対して、債務者が譲渡制限特約を理由に債務の履行を拒むことはできない。

Q5 譲渡制限特約が付された金銭債権が譲渡された場合でも、債権譲渡自体は有効であり、譲受人が常に債権者として扱われる。したがって、債務者は債権者を確知できることになり、供託をすることはできない。

### 3 解答

### 10月号内容紹介

#### 1 石田法子先生インタビュー

P1～P4

#### 2 政策委員会

第2回意見交換会のご報告

P5～P6

#### 3 講演会のお知らせ

P7

#### 4 改正民法〇×クイズ

P7～8

#### 5 青木さん寄稿

P8～P9

<http://osaka-shunjyu-kai.com/report/%e3%83%8b%e3%83%a5%e3%83%bc%e3%82%b9%e3%83%ac%e3%82%bf%e3%83%bc%e3%80%80%ef%bc%92%ef%bc%90%ef%bc%92%ef%bc%90%ef%bc%8e%ef%bc%91%ef%bc%90/>

(パスワード sjntnt)

(弁護士法人なにわ共同法律事務所 70期 根本俊太郎)

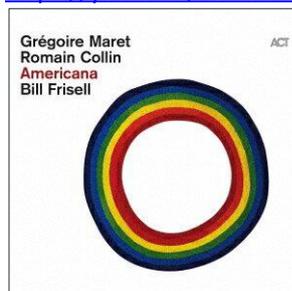
## 今月の一枚～青木佳史さん寄稿～

### 秋風に誘われながら聴く一枚

土佐堀・中之島界隈に秋茜が舞う頃になると、柔らかな風が心地よく吹いてくる。思わず空を見上げると、薄絹のような雲が遠く向こうにたなびいている。その彼方に田舎道の風景を思い浮かべ、歩きに行きたくなる。刈り入れを待つ稲穂、色づきはじめた柿の木、道端に揺れる秋桜。

そこで聴くのは、今年出たジャズ・ハーモニカの名手グレゴア・マレさんの作品「Americana」だ。ハーモニカ。誰もが吹いたことがある身近な楽器なのに、表現の幅が広く実に奥が深い。人の声に似て、懐かしく、どこかもの悲しい。マレさんは様々なジャンルの一流アーティストと共演を重ねている超絶技巧の持ち主だが、ここではピアノのロメイン・コリンさんとギターのビル・フリーゼルさんとのトリオで、じっくりしっとりと、アメリカーナをテーマとする楽曲を奏でていく（アメリカーナとは、ブルーズ、フォーク、カントリー、ジャズに発展する基になった北アメリカ大陸の様々なルーツミュージックの総称）。現代のオルタナフォークの旗手、ボン・イヴェールの「Re:Stacks」をはじめカバー曲3曲はどれも素晴らしく、オリジナル曲の数々にも心を楽られる。聴いているうちに、日本の田園風景から、黄金の麦畑、広大な荒野、アパラチアの楓林へと移りゆくのも音楽の不思議である。もちろん自宅で秋の夜半を楽しむにも最適の一枚。

<https://youtu.be/LGNUMELgkls>



### 心に力を充たしてくれる一枚（LIVE）

スタミナというのは体力だけでなく、頭や心にもあるということ、この仕事をするようになって幾度も実感してきた。体力は高校野球で培った貯金でなんとかしてきた（それももう使い果たしたが）。頭の方は年々衰えるばかりだが「今日はもうおしまい」と諦めて翌朝にすっきりとした頭に戻ってカバーするようになった。心のスタミナはなかなかそうはいかない。当事者や事件の質、仕事の重なり方で時に使い果たしそうになる。ゲームのように課金して充填というわけにもいかない。その時頼りにしているのがライブなのだが、この3月から全てなくなってしまい（フジロックも中止）、今は数々のライブアルバムの名盤にお世話になっている。ライブ盤には録音盤にはないミュージシャンから発揮される気や聴衆との間に生まれるサムシングが込められていて、心に力を授けてくれる。その中でもここ一番の充電には、イギリスのSSW、アデル（ADE

## 10月号内容紹介

- 1 石田法子先生インタビュー  
P1～P4
- 2 政策委員会  
第2回意見交換会のご報告  
P5～P6
- 3 講演会のお知らせ  
P7
- 4 改正民法〇×クイズ  
P7～8
- 5 青木さん寄稿  
P8～P9

## 2020 年度 広報委員の紹介

委員長 中森俊久 (55 期)

有村とく子 (50 期 昨年度委員長)

山口昌之 (58 期 担当副幹事長)

浦寛幸 (59 期 HP・新人歓迎会担当)

広瀬元太郎 (60 期 WEB化担当)

木場晶子 (67 期)

加藤卓 (68 期 写真担当)

鮫島千遙 (68 期)

吉留慧 (68 期)

信吉将伍 (69 期)

高一成 (69 期)

根本俊太郎 (70 期)

佐久間ひろみ (71 期)

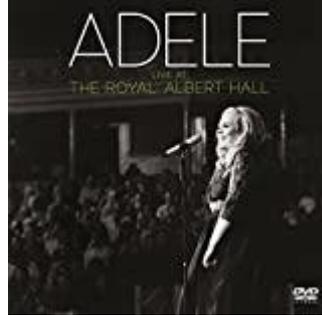
足立敦史 (71 期)

中西教子 (72 期)

才木晴幹 (72 期)

LE) が 2011 年にロンドンの殿堂・ロイヤルアルバートホールで演ったライブを DVD で聴く。ロンドン下町育ちの少女が 2 作目「21」を全世界で 1 千万枚以上売った直後に行われた、大スターの証となる会場での演奏である。今時とはいえ容姿から繰り出される圧倒的な歌唱と卓越した楽曲、それとは対照的な下町訛りの早口であけびろげな MC に表れる人柄、それらを心から楽しんでいる幅広い世代の聴衆の表情が「夢が叶った」舞台に充ちている。特に終盤、ボニーレイト、ボブディランと続く珠玉のカバー曲から、名曲「サムワソライクユー」とラストの「ローリングインザディープ」でのシンガロングは、幸運にも居合わせた聴衆に嫉妬してしまうほど。ぜひ日本語字幕付きの DVD で。

<https://youtu.be/Mi2cURoOAYY>



● 春秋会ニュースレターに掲載する記事等を募集します！

掲載希望の記事や写真などありましたら、中森委員長宛

([t-nakamori@abenolaw.jp](mailto:t-nakamori@abenolaw.jp))にお送り下さい。

タイトル横の写真は、有村とく子委員にご提供いただきました。